

(平成24年5月23日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 12 月から 55 年 3 月までの期間、同年 11 月から 56 年 3 月までの期間、同年 10 月から 57 年 3 月までの期間及び同年 11 月から 58 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 12 月から 55 年 3 月まで
② 昭和 55 年 11 月から 56 年 3 月まで
③ 昭和 56 年 10 月から 57 年 3 月まで
④ 昭和 57 年 11 月から 58 年 3 月まで

年金事務所に納付記録の照会をしたところ、申立期間につき未加入となっているとの回答を得た。当時は、国民年金保険料を納めなければ大変なことになると教えられており、市役所の旧庁舎へ行って納めた記憶があるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「納付書が来たものは全て納めた。」と主張するが、申立期間は、いずれも厚生年金保険の被保険者資格喪失後の期間である上、申立人の夫が厚生年金保険被保険者であるとともに、申立人はその被扶養者であったことから、任意加入手続を行わなければ、納付書が発行されない期間であるところ、申立人の厚生年金保険から国民年金への切替え手続又は任意加入手続に係る記憶は明確ではなく、申立期間当時の加入状況及び納付状況等が不明である。

また、申立期間は 4 回に及び、期間も比較的近接しており、これだけの回数 of 事務処理を行政が続けて誤ることも考えにくい。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 12 月 13 日から 52 年 5 月 18 日まで
厚生年金保険の加入記録について年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を得た。
最初に厚生年金保険の加入記録がある A 社に勤務した後、B 社又は C 社に勤務した。保険料控除の証明となる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間において C 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、C 社は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、B 社は、平成 3 年 5 月 1 日に適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった形跡が無い。

また、B 社は、「B 社と C 社は、社長も経理関係も一緒であり、申立期間当時は、B 社が D 関係を、C 社が E 関係の仕事を受け持っていた。雇用保険については、それぞれの会社で所属する従業員の分を掛けていたが、厚生年金保険については、平成 3 年 5 月 1 日に B 社が適用事業所となるまで、どちらの会社でも加入したことは無い。」と回答している。

さらに、オンライン記録により、B 社が厚生年金保険の適用事業所となった平成 3 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得したことが確認できる複数の者は、いずれも申立期間以前から同社に勤務していた旨供述する一方で、「平成 3 年になるまで厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しており、申立期間当時、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。